

平成30年度
富士・東部地域保健医療推進委員会
会議録

日 時 平成30年6月19日（月）
午後2時00分～3時30分

平成30年度
富士・東部地域保健医療推進委員会 会議録

- 1 会議名称 : 富士・東部地域保健医療推進委員会
- 2 開催日時 : 平成30年6月19日(月)午後2時00分～3時30分
- 3 場 所 : 富士吉田合同庁舎 2階 大会議室
- 4 出席者 : 委員 29名
事務局(富士・東部保健福祉事務所) 9名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 委員の委嘱及び役員選任
 - (4) 議事
 - (5) 閉会
- 6 議事内容
 - (1) 平成29年度事業報告及び収支決算報告について
 - (2) 富士・東部地域保健医療行動計画に基づく平成30年度の取り組みについて

【開会】

(司会：事務局／池谷 技術次長)

定刻となりました。ただ今から、「平成30年度 富士・東部地域保健医療推進委員会」を開会させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、富士・東部保健福祉事務所 次長の池谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに富士・東部保健福祉事務所 所長の半田からご挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

(半田 所長)

保健福祉事務所長の半田です。改めまして、よろしくお願いいたします。本日は、大変にお忙しい中を、保健医療推進委員会にご出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、日頃から、市町村長さんをはじめ、関係団体の皆様方には、県行政の推進に対しまして、特に、当事務所の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

さて、この委員会は、設置要綱にありますように、保健福祉事務所の保健・医療等の各種事業の実施に当たりまして、さまざまな皆様方から幅広い視点でご意見、ご要望などをお聞きするために設置しているものであります。委員につきましては、知事が選任をいたしまして委嘱するものでありますけれども、任期が2年ということになっておりまして、

この度の任期の満了に伴いまして、今年度は改めて、再任の方、新任の方含めまして、名簿にありますように30名の方々にご協力を賜りたいと思っております。

なにぶん大変にお忙しい皆様でありまして大変恐縮には存じますが、是非とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

ところで昨年度、県におきましては医療法に基づきます県地域保健医療計画を作成いたしました。これを受けまして富士・東部地域といたしましても、この県の計画をしっかりと後押しをしていかなければならないというふうな考え方の基に委員の皆様方のご理解をいただく中で、昨年度、これまであったアクションプランに代えて新たな保健医療行動計画というものを作成したところであります。これによりまして、地域の課題として掲げております6つの項目があるわけですが、関係機関が連携を図るとともに、そしてそれぞれの機関が役割分担に応じてしっかりと取り組みを進めていく、そういった体制が整ったものと理解しております。

当事務所といたしましてもこの行動計画に基づきまして施策、事業を実施し、県の総合計画にあります安心して子どもを産み育てられる社会作り、そして安心して暮らせる地域作りということに職員一丸となって取り組んで参りたいと考えております。

本日は、昨年度管内で行いました救急医療に係る病院群輪番制の事業報告それから決算報告について、更には行動計画に基づく本年度の取り組みにつきましてご審議をいただきたいと考えております。

なにぶん限られた時間ではありますが、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願いを申し上げます、委嘱に当たってのお願いとあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【委嘱及び役員選任】

(司会)

それでは、委員の皆様方に委嘱状の交付を行います。本来ですと皆様お一人おひとりに知事から直接委嘱状の交付をさせていただくところでございますが、失礼ではあります、時間の都合上机の上にあらかじめ配付させていただきましたのでよろしくお願いいたします。また、誠に恐縮ですが、委員の皆様のご紹介はお手元の委員名簿で代えさせていただきます。

続きまして、今年度から2年間の任期が始まりますので、役員選任についてお諮りいたします。委員会設置要綱第7の2により、会長は委員の互選となっております。皆様方がいたしましょうか。

(委員より)

事務局に一任。

(司会)

はい。今「事務局に一任」の声がありました。事務局で案があればお願いいたします。

(事務局)

保健所長の櫻井でございます。会長については、従前から建制順に各市長にお願いしております。

前は、都留市長さんをお願いしておりましたので、今回は、大月市の石井由己雄市長さんをお願いしたいと考えております。

(司会)

ただいま事務局から、会長には大月市の石井市長さんをお願いしたいとの提案がありました。皆様にお諮りいたします。

よろしい方は拍手をもってご承認をお願いします。

(拍手)

(司会)

ありがとうございました。ただ今、拍手をもってご承認をいただきました。

それでは、石井大月市長さん、前の議長席へお願いいたします。

ここで、会長の石井大月市長さんから就任のご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(大月市長 石井会長)

改めましてこんにちは。ただ今、富士・東部地域保健医療推進委員会の会長に、ご指名いただきました、大月市長の石井でございます。よろしくお願い申し上げます。

この委員会は、救急医療対策に関することや地域保健医療計画に関することなど、富士・東部地域の住民の保健や医療の充実・向上に関する事項について検討・協議する大変重要な会議でございます。

富士・東部地域におきましても、少子高齢化や人口減少が進行する中、一方では観光客数は増加しているという状況でございます。

そうした状況の中で、保健医療の課題といたしまして、救急医療から在宅医療まで、安心して医療を受けられる体制や医療従事者の確保、生活習慣病対策、災害時の医療、自殺対策、食品衛生・感染症対策などがございまして、適切な対応が求められているところであります。

委員の皆様には、市町村行政、保健医療関係団体、看護関係団体、事業所等の代表者といたしまして本委員会にご出席いただいております。

専門的なお立場から忌憚のないご意見等を頂戴したいと思いますので、重ねて委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(拍手)

(司会)

ありがとうございました。続きまして副会長及び監事の選任でございますが、設置要綱第7の3により会長が副会長、監事を指名することとなっております。石井会長さん、いかがいたしましょうか。

(会長)

会長が指名するとのことですが、これまではどのように決められたのですか。

(事務局)

これまでの慣例によりますと、副会長には会長が選出された市を管轄している医師会長さんをお願いしております。

また、監事につきましては、行政機関から町村の順番で1名を、各種団体からも順番に1名をお願いしております。

(会長)

わかりました。それでは指名させていただきます。

まず副会長には北都留医師会の渡部 一雄会長さんをお願いしたいと存じます。

また、監事には、小菅村の船木 直美村長さん、そして、シチズン電子株式会社総括安全衛生管理者の堀内 十七三さんをご指名させていただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

(司会)

ただいま会長から、副会長、監事のご指名をいただきました。

副会長は、北都留医師会の渡部会長、監事に小菅村の船木村長、シチズン電子株式会社総括安全衛生管理者の堀内さんをお願いいたします。

当委員会につきましては、情報公開の総合的な推進を図ることを目的としまして、一般公開を行うとともに、議事録及び会議資料を県のホームページに掲載しております。

また、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

(司会)

それでは、早速議事に入りたいと思います。

ここから先の進行については、設置要綱に基づいて、会長である石井大月市長さんに議長をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

【議事】

(議長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今より議事に入ります。議事(1)「平成29年度事業報告及び収支決算報告について」事務局より説明をお願いいたします。

【議事(1)平成29年度事業報告及び収支決算報告について】

(事務局/手塚 地域保健課長)

事務局の手塚でございます。

A3 会議資料の2 ページ議案1 をご覧ください。それでは、平成29年度事業報告及び収支決算について説明させていただきます。

<事業報告>

はじめに富士・東部地域保健医療推進委員会の開催です。昨年度の第1回目の委員会は平成29年6月5日に開催されました。議事は資料の記載とおりです。また、第2回目は平成30年3月26日に開催しております。

続いて、次に病院群輪番制病院運営事業については、資料に記載された各病院のご協力のもと、休日72日、夜間365日の診療を実施していただきました。

平成29年度の事業報告については、以上でございます。

<決算報告>

続きまして、平成29年度収支決算報告について説明させていただきます。

まず、収入については、網掛けの欄が決算額です。平成28年度からの繰越金218,632円、病院群輪番制病院運営事業に係る管内12市町村からの負担金収入88,425,000円、雑収入161円の合計で88,643,793円の決算額となっております。

次に支出についてですが、網掛けの欄が決算額であります。支出は会議費0円、委託料に病院群輪番制病院運営事業に係る12市町村からの収入金額がそのまま支出の金額となっております。支出先はこの事業に参加いただきました5病院です。その他役員費としましては、事業費の委託料を振り込む際の銀行への手数料2,592円を支出しております。以上により、支出合計88,427,592円の決算額となっております。

この結果、収入から支出を差し引いた残額216,201円につきましては、平成30年度に繰り越しさせていただきます。

以上、平成29年度収支決算の報告をさせていただきました。これで説明を終わります。

(議長)

ただいま議事(1)の説明が終わりました。ここで併せて会計監査をお願いしたいと思います。監事を代表して鳴沢村の小林村長さんからお願いいたします。

(鳴沢村長 小林監事)

それでは、報告させていただきます。

平成30年6月4日、富士・東部地域保健医療推進委員会平成29年度会計について、預金通帳及び支出証拠書類等を検査したところ、適正に処理されていることを確認いたしましたのでここにご報告申し上げます。

富士・東部地域保健医療推進委員会 監事 小林 優、天野 智子、以上でございます。よろしく申し上げます。

以下、質疑

(議長)

ありがとうございました。

それでは、議事(1)についてお諮りいたします。ご意見、ご質問等ありましたらお伺いしたいと思います。

ご意見がありませんでしたら、拍手でご承認いただきたいと思います。

(拍手)

(議長)

ありがとうございました。

それでは、次の議事に進ませていただきます。

【議事(2) 富士・東部地域保健医療行動計画に基づく平成30年度の取り組みについて】

(議長)

それでは、議事(2) 富士・東部地域保健医療行動計画に基づく平成30年度の取り組みについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局/櫻井 保健所長)

本会議を開催するに当たり、各委員の皆様には後ほど述べます今年度の取り組みを照会させていただきましたが、ご回答いただきまして、感謝申し上げます。

まず、お手元の資料1と書かれました富士・東部医療圏 地域保健医療計画アクションプラン 実績及び評価の資料につきましては、前回3月26日のこの委員会では途中経過の報告でしたが、平成25～29年度の実績が確定いたしましたので、本日改めて配布させていただきました。

続きまして、資料2の、3月に作成しました富士・東部地域保健医療行動計画の3ページをご覧ください。平成29年度までのアクションプランにおける取り組みを評価し、課題を明らかにし、併せて左側にある県地域保健医療計画の、特に第5章・第7章の項目と整合性を図った形で、右側「現状と課題、重点取り組みについて」にある6つの課題を、この行動計画では設定しました。この課題に対しまして、市町村や関係団体と連携して事業

を展開することとしております。

同じページの「現状と課題、重点取り組みについて」ですが、一つ目の枠囲みの保健・医療・福祉の連携は、現在は「地域包括ケアの構築」とも呼ばれているものです。地域包括ケアの構成要素の一つに在宅医療がありまして、多様化したサービス供給者・職種が連携しての在宅医療の推進が「1」です。

二つ目の枠囲みです。心と体の健康づくりを進めることで健康寿命を更に延伸させることを目指し、富士・東部地域に多い自殺の予防対策も含めて、「2-1、2-2 自殺対策の推進」、「3 生活習慣病対策の推進」の課題となっています。

三つ目の枠囲みです。食中毒、感染症、自然災害のように、不特定多数の住民に健康被害が発生又は拡大する可能性がある、「健康危機」への対応ということで、東日本大震災、熊本地震を経て更に充実が求められている「5 災害時の医療体制整備」と、国際観光地を抱え都心からも近いという当地域の特殊性も勘案し、「4 感染症対策の強化」と「6 食品の安全確保対策」を取り上げました。

この行動計画に基づく今年度の取り組みをまとめたのがA3の資料4ページ以降の表であります。その資料4ページをご覧ください。一番左の列「項目」とは、先程述べました6つの課題のどれかということでありまして。その右、事業内容とは、行動計画には課題毎に矢印の書かれたスケジュール表がございます。そのスケジュール表での事業の分類を記載しております。それからその右、「役割（H30～35年度）」には、当事務所と関係機関の6年間での役割を記載しております。

本日の議題、H30年度の取り組みについては、当事務所の取り組みを「事務所」の列に、市町村と、市町村以外の委員の所属の取り組みをそれぞれの列に記載しております。

それでは、行動計画の6つの課題、つまり「項目」毎に担当課から説明いたします。

（事務局／松井 健康支援課長）

■ 1 在宅医療の推進

まず、在宅医療の推進についてですが、資料2「富士・東部地域保健行動計画」の4ページをお開きください。

在宅医療の推進の課題としましては、病院と地域の連携強化と併せて一般住民に在宅医療についてわかりやすく伝えていく必要があること。在宅医療の主治医のサポート、緊急時の受入医療機関の確保、訪問看護師との連携、また、急変時対応として病診連携のルールなどを検討していく必要があること。看取りの実態を明確にする必要があること。といった課題があります。

このため、「在宅での医療を選択できる仕組みづくり」・「人材育成」・「在宅医療に対する普及啓発」に取り組んで参ります。

それでは、A3資料の4ページをご覧ください。

まず、「在宅での医療を選択できる仕組みづくり」では、本年度の当事務所の取り組みとしましては、「在宅医療広域連携会議の開催」と「開放病床、地域包括ケア病棟の活用状況の把握」及び「在宅看取りの実態把握」を実施していきたいと考えております。

市町村の取り組みとしましては、複数の市町村から在宅医療・介護連携を推進するための会議を開催し、仕組みづくりを検討していくなどの内容が挙がっております。

医療機関・他機関の取り組みとしましては、医療機関では在宅復帰支援、看取り・往診の実施、地域開業医との情報共有など、各地区医師会では、医療機関や訪問医療専門医との連携を図りながら在宅医療に対応していくこと、南都留歯科医師会では在宅歯科医療連携室における在宅歯科の相談、紹介の取り組み、富士五湖薬剤師会は在宅医療委員会において月1回検討を実施していくこと、介護支援専門協会富士北麓・東部支部はケアマネジャーの支援やケアマネジメントができるチームづくりといった内容が挙がっております。

関係機関の皆様とともに仕組みづくりに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に人材育成になります。本年度、当事務所としては、随時、各市町村が実施する他職種連携強化のための研修会の支援を実施していきたいと考えております。

市町村の取り組みとしては、他職種との会議を通して、また研修会や事例検討会などを通して人材育成に取り組んでいくという内容が挙がっております。

医療機関・他関係機関の取り組みとしては、各種研修会を通してそれぞれの組織の職員、会員などのスキルアップを行うという内容が挙がっております。

5 ページにお進みください。在宅医療に関する普及啓発ですが本年度、当事務所では市町村が行う住民などへの在宅医療に関する普及啓発の支援を随時、行っていきたいと考えております。

市町村の取り組みとしては、広報やホームページ、チラシによる啓発、社会資源マップの作成、講演会の開催などが挙げられております。

医療機関や他関係機関の取り組みとしては、患者さんや介護保険利用者などに在宅医療の紹介や、チラシ、ポスターの配付などに取り組むとの内容が挙がっております。

また、詳細につきましては、資料をご覧ください。

それでは、ここで、在宅医療を選択できる仕組みづくりの取り組みについて、他に先駆けた取り組みを展開されている大月市と退院支援を専門とする職員を配置するなど新たな取り組みをされている山梨赤十字病院より、本年度の取り組みについてご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(大月市 地域包括支援センター 小澤氏)

今年度の取り組みといたしますか、大月市では地域包括ケアシステムの構築を推進するための取り組みとしまして、平成26年10月に大月市地域包括ケア推進会議を設置いたしました。委員には医師会を始め歯科医師会、薬剤師会、市立病院医師、介護保険事業所、大月市民生児童委員協議会、市議会議員など12人の委員で構成しております。

また、その具体的な施策の推進として、平成27年度から3つのワーキンググループですけれども、1番目としまして医療と介護の連携推進、2番目として認知症施策の推進、3番目としまして地域作りの推進という3つワーキングを立ち上げてまして、本日までにそれぞれのワーキングを開催し具体的な取り組みを進めております。

在宅医療・介護連携推進のワーキンググループとして医療と介護の連携推進ワーキングを平成27年度に4回、平成28年度に2回、平成29年度に2回実施しております。

地域包括支援センターが事務局となり、委員は市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、市議会、市立病院、大月市民生児童委員協議会、介護老人保健施設、地域密着型特別養護

老人ホーム、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、訪問介護事業所、訪問看護ステーション代表の16名で構成しております。市立病院の医師を座長といたしました。

ワーキング開始前に各委員を訪問しまして在宅医療介護連携推進事業の手引きを参考に事業の説明と住民ニーズと地域資源の現状、医療介護連携の現状と課題について意見収集を行った上で資料を作成しまして第1回のワーキングで在宅医療介護連携の課題の抽出として共有いたしました。

2回目に課題の整理と対応策の検討、連携の数値目標の設定をいたしました。連携の目標は在宅で暮らし続けていきたいという住民ニーズをかなえるため在宅復帰率を上げるとしまして、数値目標としては、施設系居住利用者の割合を現在より下げるとしました。

3回目からはより具体的な課題と取り組みを考えるために連携の課題、地域課題を含む成功事例・失敗事例の紹介、検討を行いました。ワーキングで出された課題や取り組み、意見などは各委員が所属団体にフィードバックすることとしまして、目標を達成するための各所属団体の指標をそれぞれに作りました。これを機にそれまでなかった介護サービス事業者連絡会が発足しました。

平成29年度は本人が望む生活、必要な支援を関係者が共有理解するために医療と介護の情報共有ツールについて検討を行ってきております。

今後は情報共有ツールの試行を中心としながら定期的なワーキングで実際の事例紹介、検討を行い、本市の在宅医療介護連携の実情及び課題をリアルに感じることでお互いの理解を深め各団体の連携についての具体的な取り組みを進めていく予定となっております。以上です。

(事務局／松井 健康支援課長)

ありがとうございました。

続きまして、山梨赤十字病院さんの取り組みをご紹介しますでしょうか。

(山梨赤十字病院長 今野委員)

退院支援としましては、昨年専従の看護師を置きまして、あと各病棟には専任のソーシャルワーカー、看護師を置いて患者さんの情報を得て、それを全職員で共有するという体制を取っております。

患者さんの情報といいますのは、患者さんの入院前の社会的要因、身体的要因、精神的要因それから退院困難となるであろう要因をリストアップしましてそれに対応するということです。

その患者さんが入院している間は、退院後のケアマネジャーさんがいられる方はケアマネジャーさん、あとは退院後の医療機関の看護師さん、できればドクターも参加いただいて退院時カンファレンスをとというような形で行っております。

今年度は、今すでに患者さんの情報が入院前から収集しているのですが、それを更にシステムチックに入院時前から患者さんの情報を得て、それを入院後に繋げるという入院からの退院支援、入退院支援という形でシステムを作り上げ、そのような体制を取ろうとしております。

(事務局／松井 健康支援課長)

ありがとうございました。在宅医療の推進の具体的な内容については、今後、開催の在宅医療広域連携会議で検討していく予定ですので、よろしく願いいたします。

在宅医療の推進については以上です。

(議長)

在宅医療の推進につきまして説明がありました。

それでは、委員の皆様から、何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。

特にないようですので、次の説明をよろしく願いいたします。

(事務局／手塚 地域保健課長)

■ 2-1 自殺対策の推進（住所地）

資料2の「富士・東部地域保健医療行動計画」の5ページをお開きください。

まず、2-1 としましては自殺対策の推進の括弧書きで住所地となっておりますが、対住民への行動計画となっております。

この自殺対策の課題としては、働き盛り世代に対するメンタルヘルス対策が特に小規模事業所で理解されていない。核家族化により、家族間のサポートが弱くなっている。うつ病等の心の健康に関する知識が不十分なために、本人や家族が早めに気づかず、適切な相談機関に繋がっていない。といったことが挙げられております。

それでは、A3資料6ページをご覧ください。

まず、普及啓発に関して事務所では、3月1日の山梨いのちの日に合わせて、山梨いのちの日キャンペーンを実施します。また、小規模事業者に対しましては、依頼に基づき出張メンタルヘルス講座を実施していきます。

市町村におかれましては、リーフレットやホームページを活用した広報、或いは講演会、出前講座を行うといった内容となっております。

医療機関・他機関としましては、病院ではリーフレットの設置やポスターの掲示による普及啓発、富士吉田養護教員研究会では、小学校高学年に心の発達や不安悩みの対応について事業の一環として取り組む。介護支援専門員協会 富士北麓・東部支部では、精神的ケアについて、どこに繋いでいけば良いか、どんなケアが必要なのかを周知していく。NPO法人むつみの会では、地域定着も視野に入れたピアサポーターや施設の利用者等によるキャンペーンのお手伝いを行うといった内容となっております。

次に地域の取り組み体制の強化について、事務所では、自殺防止センターとの共催でゲートキーパー指導者養成研修を8月に実施する予定です。

市町村に対しましてゲートキーパー養成研修や自殺対策推進計画の策定支援を行っていきます。これに対しまして、自殺対策基本法に規定する自殺対策推進計画未策定の市町村では、計画の策定を掲げ、ゲートキーパー養成講座を開催するといった内容となっております。

ここで、事例紹介としまして富士河口湖町では、自殺対策推進計画は策定済みで他に例を見ない条例制定もされております。計画、条例の特色やそれを踏まえた本年度の具体的な事業がありましたら教えいただければと思っております。よろしく願いいたします。

(富士河口湖町 福祉推進課 朝比奈氏)

富士河口湖町におきましては、平成 29 年度に自殺対策推進計画を策定いたしました、その説明ということですので簡単に説明させていただきます。

自殺対策につきましては、平成 28 年 4 月に施行されました、改正自殺対策基本法に基づきまして市町村が地域の実情を勘案しまして平成 30 年度までに自殺対策基本計画を策定するものとされました。そのような中、山梨県におかれましては議員提案により平成 28 年 4 月に自殺対策に関する条例が制定され、更に同年 12 月に自殺対策推進計画を策定し、具体的な施策を展開しております。

本町では、昨年度の平成 30 年 3 月に富士河口湖町自殺対策推進計画を策定いたしました。今年度より計画に基づきまして施策を展開していきたいと考えております。

本町の自殺対策推進計画につきましては、当然、本町及び隣村の鳴沢村において富士山原生林及び青木ヶ原樹海を抱えており年々減少傾向にはあるものの毎年自殺企図者が来るということもありハイリスク地対策があります。

ハイリスク地対策におきましては、山梨県より毎年補助金をいただきまして、青木ヶ原ふれあい声かけ事業を実施しております。臨時職員 3 名を雇用し 2 名体制で 365 日青木ヶ原樹海周辺のパトロールを実施しております。

また、青木ヶ原樹海のイメージアップ対策ということで、これは毎年実施しており、山梨県との共催であります。すこやか樹海ウォークを実施し、県内外からの参加者を募り、青木ヶ原樹海のイメージアップに繋げる取り組みを実施しております。

また、町民に対しましては、地域におけるネットワークの強化としまして県、警察、医療機関、民生委員、児童委員等々と連携をして見回り等を行っております。

更に自殺ハイリスク者と呼ばれる、精神疾患の患者さんや引きこもり、生活困窮者等におきましても各関係機関との連携を強化し相談支援等を行ってまいります。

そして、子ども・若者対策としましては、いじめや不登校といった児童、生徒に対して相談ができるようスクールソーシャルワーカーの設置等を行っております。これら施策が計画として盛り込まれたものであります。

また、この自殺対策推進計画と同時に本町では自殺対策に関する条例を制定いたしました。

内容につきましては主に 4 つございまして、1 つ目は町の責務として自殺の現状を把握し町の状況に応じた自殺対策を総合的かつ計画的に策定し実施する。2 つ目は自殺対策計画を定めるにあたっては町民の意見を反映させ必要な措置を講ずる。3 つ目は自殺の多発している場所において自殺の恐れがある者の発見、保護、その他自殺対策を推進するよう努める。4 つ目は職域、学校、地域等における町民の心の健康の促進、教育及び啓発の推進、相談体制の整備、研修の機会の確保等必要な施策を講じる。というこの 4 つが条例の主なものとなっております。

以上、簡単ではございますが、富士河口湖町の自殺対策推進計画及び自殺対策に関する条例の概要をご説明させていただきました。

(事務局／手塚 地域保健課長)

ありがとうございました。

続きまして、7ページにお進みください。

連携体制の強化につきまして、本年度、事務所では、富士・東部保健所地域セーフティネット連絡会議を9月に開催し、構成機関との連携強化と協力体制の構築を図っていきます。

市町村におかれましては、道志村さんから保健師が民生委員会に参加し、情報共有・連携強化を図る。忍野村さんからは県弁護士会が開催している各種相談会の周知、県精神保健福祉センターや県自殺防止センターと自殺予防や遺族支援に関し連携体制を取る。鳴沢村さんでは周辺関係団体との情報共有を行い、連携協力体制の強化を図る。といった内容になっております。

最後に人材育成・相談体制の強化について、事務所では、担当者会議や研修会を2回開催する予定です。1回目は先週の6月15日に開催しており、次回は9月開催の予定です。

市町村におかれましては、職員のスキルアップを図るための各種研修会への参加、地域のリーダーを育てるためのゲートキーパー養成研修などを開催するといった内容になっております。

医療機関・他機関として、富士吉田養護教員研究会では富士吉田市教育委員会が行う教育相談を活用するといった内容になっております。

自殺対策の推進（住所地）については以上です。

■ 2-2 自殺対策の推進（ハイリスク地）

続きまして、資料2の6ページをご覧ください。「2-2 自殺対策の推進の括弧書きでハイリスク地」となっておりますが、こちらは青木ヶ原樹海内での自殺者を減らすための行動計画です。

課題として挙げられるのは、まず、「自殺の名所」というマイナスイメージの払拭があります。そして、自殺既遂・未遂した事例は処遇困難なケースが多く、対応するためのスキル向上が必要であり、関わった事例を関係者で共有していく必要があります。

また、青木ヶ原樹海を訪れる観光客の中で、気になるケースには地域住民や関係者が個々に声かけを行うなど見守り体制を強化していく必要がございます。

それではA3資料8ページをお開きください。

イメージアップ対策について、事務所では、「健やか樹海ウォーク」を8月19日に実施いたします。また、広報の一部を業者委託することにより県外から多くの参加者を募り、青木ヶ原樹海のイメージアップを図ります。

これに対してまして鳴沢村では、事業が円滑に行えるよう協力するという回答をいただいております。

次に水際対策としまして、事務所では、現場の情報共有として隔月で声かけ監視員連絡会に参加します。

これに対しまして鳴沢村さんでは、声かけ監視員による自殺企図者への声かけを実施していくという回答を頂いております。

続きまして、連携体制の強化について事務所では、「いのちをつなぐ青木ヶ原ネットワーク会議」を8月に開催し、ハイリスク地の取り組み体制の強化を図っていきます。

関係する鳴沢村では、関係団体と協力・情報共有することで連携を円滑に共有する体制

を構築する。

富士河口湖町では、隔月で声かけ監視員定例会を実施することで連携体制の強化を図っていくという回答をいただいております。

最後に見守体制の強化について、事務所では、青木ヶ原周辺の住民等に対して「声かけボランティア養成講座」を10月に開催することとしております。

これに対しまして、鳴沢村では、講座参加者の呼びかけ等、充実した研修ができるよう協力するという回答をいただいております。

事例紹介になりますが、ハイリスク地における自殺対策では、何度も「声かけ監視員」というワードが出てきましたなかで、鳴沢村からその活動内容やエピソードがありましたら紹介していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(鳴沢村 福祉保健課長 三浦氏)

鳴沢村では、平成24年度から富士河口湖町さんと合同でハイリスク地・ハイリスク者対策としまして青木ヶ原ふれあい声かけ事業を実施しております。

事業内容としましては、青木ヶ原樹海における自殺防止を図るための水際対策としまして青木ヶ原樹海周辺の自動車での巡回、遊歩道での徒歩によるパトロールを行っております。その際に、自殺企図者への声かけ等を行い自殺者の減少を目指すものであります。

富士河口湖町さんと同様に3名の臨時職員を採用し両町村の2名ずつの監視員、2チームに分かれて365日休むことなく事業を実施しております。青木ヶ原樹海で保護されます自殺企図者の95%は県外者であり、多くの者がバスやタクシーを利用して青木ヶ原樹海にやって参ります。このようなことから自殺者対策を行っていく上では、バス会社やタクシー事業者と関係機関との連携が必要不可欠であります。

バスの乗客に自殺企図者らしい人物がいた場合は、バスの運転手からバス会社に該当者の特徴の連絡が入ることになっており、バス会社はその情報を監視員のケータイ電話に連絡し自殺企図者がバスを下りたところで監視員が声かけを行っております。

必要に応じ声かけを行った相手を自動車に乗車させ車内で詳しく聞き取り等を行い、必要があれば富士吉田警察署に引き継いでおります。タクシー会社とも同様の連携を行っております。

また、氷穴や風穴といった、観光施設とも連携し声かけ事業の効果を高めております。

平成29年度の実績であります。声かけ件数は118件、警察への通報件数は34件、保護件数は26件でありました。

ハイリスク地での自殺者対策としましては、このような水際での対策が重要であります。監視員による巡回につきましては人的にも予算的にも限界があります。

自殺防止対策を進めて行くに当たりましては、青木ヶ原樹海のイメージアップを図ることが必要であると考えております。青木ヶ原樹海といたたらどうしても負のイメージが付き纏いインターネットで青木ヶ原樹海と検索すればほとんどが自殺や死体遺棄といったネガティブなウェブページばかりがヒットしてしまいます。

このようなことを少しでも解消するためにはプラス指向に向くようなPRが必要であると思っております。県においては従来から青木ヶ原樹海イメージアップ推進事業としまして、県内外からの人を集めたウォーキングイベントを開催して樹海の魅力を体感していただく

機会を作っていただいております。

また、県では更なるイメージアップ推進のため樹海が命をはぐくむ森であるといったポジティブなイメージにつながるようデザインやキャッチコピーを策定し様々な機会を通じて発信していくと聞いております。

両町村で行っております青木ヶ原ふれあい声かけ事業におきましても県で作成しますイメージアップデザインやキャッチコピーを活用したパンフレット等を作成し青木ヶ原樹海を訪れる一般の観光客に配布や村のホームページに掲載するなどして青木ヶ原樹海のイメージアップを図っていきたいと考えております。このようなことをハイリスク地対策として鳴沢村では事業を行っております。以上です。

(事務局/手塚 地域保健課長)

ありがとうございました。自殺対策の推進については以上です。

(議長)

自殺対策について説明がありました。

それでは、委員の皆様から、何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。

特にないようですので、次の説明をよろしく願いいたします。

(事務局/松井 健康支援課長)

■ 3 生活習慣病対策（発症予防・重症化予防）の推進

資料2の7ページをご覧ください。生活習慣病対策の推進についてです。

生活習慣病の課題としましては、管内は死因や受診の上位を生活習慣病が依然として占めていること、特定健診受診率、特定保健指導実施率が県平均より低い市町村もあること、健診結果や受診状況から高血圧・脂質異常・肥満への対策が必要であること、がん検診受診率及び精密検査受診率が低いことといった課題があります。

このため、「早期発見、早期治療の推進及び重症化予防」「発症予防の推進」「関係機関との連携体制強化及び協働した取り組みの推進」を図って参ります。

では、A3資料9ページをご覧ください。

まず、「早期発見、早期治療の推進及び重症化予防」の取り組みとして本年度、当事務所では、市町村成人保健・健康づくり、国保担当者会議や地域・職域保健連携推進協議会及びワーキング部会を開催し、関係者間で健診受診率や特定保健指導実施率向上に向けた取り組みの検討を引き続き実施していきます。また、特定健診受診率向上のため、かかりつけ医からのデータ提供に関する普及啓発チラシの配付や商工会、スーパー等と協働して県民の健康意識向上のための普及啓発に組みたいと考えております。

市町村の取り組みとしましては、特定健診やがん検診の受診の勧奨や要精密検査対象者への受診勧奨、各種健康教室の開催に取り組むなどの内容となっております。

医療機関・他機関の取り組みとしましては、医療機関におきましては各種健康診断の受入、健康教室の実施など、また、地区医師会では患者さんへの受診勧奨や定期的経過観察から脱落しにくい説明方法の検討、南都留歯科医師会では市町村による歯周病健診の実施、富士吉田養護教諭研究会では富士吉田市内の学校におけるHbA1c検査の実施などの内容

となっております。

なお、富士吉田医師会の糖尿病への取り組みは市町村と連携した取り組みということで、後ほど紹介をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に10ページをご覧ください。「発症予防、望ましい生活習慣の推進」についてです。

本年度、当事務所では、関係機関における運動習慣対策の実態調査を行いたいと考えております。また、特定給食施設等の生活習慣対策の取組実態把握、地域組織の方々と協働した減塩や健診受診勧奨の取組み、受動喫煙防止の普及啓発、禁煙・分煙施設の認定などは引き続き取り組んで参ります。

市町村の取り組みとしましては、住民の運動習慣や適切な食生活の定着を目指した健康教育の実施、広報等による健康情報の提供、地域組織の方々と協力した減塩などの取組み、受動喫煙防止の取組みなどが挙げられております。

なお、都留市の取り組みは今年度、始められた取り組みということで後ほど、ご紹介をいただければと思います。

医療機関・他機関の取り組みとしましては、医療機関、地区医師会、地区歯科医師会においては健康講演会や糖尿病教室の開催、患者さんへの指導や普及啓発など、また食生活改善推進員協議会では、若者、働き盛り世代、高齢者への食や運動に関する働きかけ、富士吉田養護教諭研究会では喫煙防止対策の取組みなどが挙げられております。

最後に「関係機関との連携体制強化及び協働した取り組みの推進」についてですが、本年度の当事務所では、先程お話ししました地域・職域保健連携推進協議会の開催、給食施設従事者や職域給食施設担当者を対象とした研修会、労働局との生活習慣病予防講習会の共同開催などを通して、関係機関と連携を強化していきたいと考えています。

市町村の取り組みとしましては、協会けんぽや医療機関、地区医師会、地域住民組織など様々な関係機関と連携しながら、住民への受診勧奨、健康教室、糖尿病重症化予防の取組みなどが挙げられております。

医療機関・他機関の取り組みとしては、医療機関、地区医師会、歯科医師会、行政とそれぞれ連携しながら各種協議会や会議、研修会への参加・協力や糖尿病対策に取り組むなどが挙げられております。

では、ここで、生活習慣病対策について先ほどお話ししました「早期発見、早期治療の推進及び重症化予防」の取組みとして富士吉田医師会の取組み、それから「発症予防の推進」について都留市の取組みについてご紹介いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(富士吉田医師会事務長 権正氏)

事前に事務局からこのようなお話がありましたので、本日は詳細資料をお手元にご用意させていただきました。また後で一読していただければと思います。よろしくお願いいたします。

糖尿病性腎症重症化予防事業であります。国におきましては従来の健康施策である発病予防から重症化予防へと大きなシフトチェンジを行っております。糖尿病につきましては毎年患者数が増え続けている国民的な生活習慣病であります。それが重症化すると人工透析療法を受けることになります。人工透析につきましては皆様もご存知のとおり週

3 回、数時間を病院で過ごすことになり、患者さんの身体的な負担が非常に多いばかりではなく、医療費が年間に 500 万以上になる等、また行政におきましても健康保険運営上からも多大な負担を要する治療でございます。

そのような中、富士吉田医師会では、かねてより集積していました患者さんの医療データである 180 万件をコンピュータシステム化することで糖尿病性腎症患者さんの内で、極めて近い将来に重症化、要は人工透析になる患者さんを人工透析開始時期予測ソフトウェアである透析予防支援システムを開発いたしました。

糖尿病性腎症重症化予防事業におきましては、この透析予防支援システムで選定された糖尿病の患者さんに対しまして富士北麓市町村と一体となって取り組んでいるところでございます。

富士北麓市町村につきましては、看護師・管理栄養士の専門チームを編成して医師会、主治医、行政の官民一体となって重症化へ向かう住民に具体的な生活、食事指導を行い、生活習慣の改善を働きかけ人工透析に至るのを防ぐ取り組みを行っているところでございます。

当該事業のポイントといたしましては、医師会が開発したソフトウェアで人工透析になるぎりぎりの重症化患者を選定できること、また該当患者さんを市町村の専門チームと医師会の主治医が情報共有して重点的にケアできる事にごさいます。

昨年度の使用の段階でソフトウェアの有効性が確認されており、その際の患者さんにつきましても人工透析の回避ができています状況でございます。

すでにこの事業につきましては青森県の弘前医師会や千葉大学など多くの機関が視察に訪れておりまして、厚生労働省の視察につきましても近日中に計画をされております。以上でございます。

(事務局/松井 健康支援課長)

ありがとうございました。続きまして都留市からよろしく願いいたします。

(都留市 健康推進室長 分部氏)

では、都留市の取り組みを紹介させていただきます。都留市の方では健康づくり事業でいきいき動かし隊と称しまして昨年度から庁内の健康づくり推進プロジェクトチームで各関係課が集まりまして協議をして計画を練って参りました。

すでに昨年度から行っている健康ポイント事業や健康ジム等との連携を図りながらこのいきいき動かし隊の方を進めて行く計画で参りました。今年度 4 月からプロポで業者に委託しましてスタートをしてところでございます。

目的としましては、市民一人一人が健康に関心を持ち継続的に健康づくりに取り組める環境づくりを整備することにあります。

方法としましては、本市では高血圧症患者や糖尿病患者が多いことから特定健診結果から生活習慣病リスクの高い方を対象とします。そして活動量計という歩数計のようなものを常時身につけていただく、またはスマートフォン等で日々の活動量を計測するとともに体組成計という体脂肪や筋肉量等の変化がわかる測定器を市内の拠点に置き自分の活動量や健康状態を把握できるようなシステムを作ります。1~2 ヶ月の間に 1 回というペースで

運動や食の健康づくりセミナー等を開催していきます。その間、市の保健師、管理栄養士の個別フォローを取り入れながら展開していく予定でいます。

市民一人一人の健康状態が自分で成果が見える、そういった健康状態の見える化をしながら、楽しみながら健康的な生活習慣が実践できるような支援プログラムというふうに期待して計画して、実践していくところでございます。以上です。

(事務局/松井 健康支援課長)

ありがとうございました。山梨県は健康寿命日本一ということで大変注目されています。今年度も関係機関の皆様と連携しながら当管内の生活習慣病対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。生活習慣病対策の推進については以上です。

(議長)

生活習慣病対策の推進について説明がありました。

それでは、委員の皆様から、何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。

特にないようですので、次の説明をよろしく願いいたします。

(事務局/手塚 地域保健課長)

■ 4 感染症対策の強化

資料2の8ページをご覧ください。新型インフルエンザ等対策（重大感染症対策）の課題として、発生時の医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めたBCPの策定や地域医療における医療提供体制の整備を進めて行く必要があります。

では、A3資料11ページをお開きください。

事務所では、新型インフルエンザ等対策会議作業部会を開催して患者をいつ、誰が診て、入院が必要な場合はどこで対応していくのかといった役割やルールなどを検討していきます。また、検討事項を新型インフルエンザ等対策会議に報告し、了承を得ることによりあります。

市町村ではBCPの策定、医薬材料の備蓄管理、国や県の訓練に参加といった内容になっております。

医療機関・他機関では、患者受入訓練や情報伝達訓練の実施という回答をいただいております。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染症対策ですが、2020年の東京大会では様々な国から訪日客の増加が見込まれ、感染症発生リスクも増加することが懸念されるため、富士・東部地域の実情に合わせて、適切なリスク評価をし、事前に準備していく必要があります。

事務所では、選手団や訪日客からの持ち込みが増加する可能性の高い感染症等を評価し、その対策を策定すること。リスク評価の対象疾患となる感染症を含めた1～5類感染症についての情報を課内で共有すること。感染症発生動向調査のホームページをリニューアルすることについて検討していきます。

市町村、医療機関・他機関におかれましては、事務所のまとめを参考にキャンペーンを実施していただくこととなりますが、それ以外では、予防接種勧奨等を実施するとのこと

が挙げられています。

ここで今年度の取り組みとしまして、西桂町では発生を想定した訓練の実施ということが挙げられていまして、単独でやられると思いますが、どのようなことを計画されているのでしょうか。

(西桂町 福祉保健課長 新田氏)

西桂町の新型インフルエンザ対策につきまして説明させていただきます。

西桂町新型インフルエンザ等対策行動計画を平成 27 年 7 月に策定し、住民を対象に町ホームページ、広報等で周知を行っております。

本年度の事業計画といたしましては、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備を図るために、町関係職員が正しい理解を持ち基本的な対応ができるよう町職員を対象に研修会の開催を計画しております。

また、行動計画に基づき町関係者によるワークショップ形式の机上訓練を実施し、県内発生期における各自の役割や情報連携手段を確認するとともに行動計画の問題点や課題の把握、改善策を検討する予定でございます。

業務継続計画（BCP）の策定につきましては、現在策定しております今年度末に策定を予定しております。以上簡単ではありますが、西桂町での新型インフルエンザ対策についての説明とさせていただきます。

(事務局/手塚 地域保健課長)

ありがとうございました。次に都留市立病院では富士吉田市立病院との合同委員会で情報交換、対策を検討するというようになっていきます。東部と北麓とで先駆的な取り組みだと思いますが、概要について教えてください。

(都留市立病院 田辺氏)

簡単に説明させていただきます。合同委員会と記載しておりますが、こちらにつきましては、施設基準の感染防止対策加算におきまして開催することになっております共同カンファレンスの事になります。

感染防止対策加算を算定するためには、年 4 回以上、感染防止対策加算 1 を算定する医療機関は感染防止対策加算 2 を算定する医療機関と共同カンファレンスを開催することになっておりまして、富士吉田市立病院さんは感染防止対策加算 1、都留市立病院は感染防止対策加算 2 を算定しております。このために両院の感染対策部署は年 4 回の共同カンファレンスを開いております。共同カンファレンスにおきましては、薬剤耐性菌等の検出状況、抗菌薬の使用状況及び感染症患者の発生状況等の報告と質疑を行っておりますので、新型インフルエンザ等の対策につきましても本カンファレンスで取り上げられる事案と考えこちらへ記載をさせていただきました。簡単ではございますが、以上です。

(事務局/手塚 地域保健課長)

どうもありがとうございました。感染症対策の強化については以上です。

(議長)

感染症対策の強化につきまして説明がありました。

それでは、委員の皆様から、何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。

特にないようですので、次の説明をよろしく願いいたします。

(事務局/手塚 地域保健課長)

■ 5 災害時の医療体制整備

続きまして資料2の9ページをご覧ください。災害時の医療体制整備の課題としまして、関係機関における災害時の組織・医療体制の現状を把握し情報更新していくこと。情報伝達ツールEMISの正確な入力方法を訓練していくこと。市町村レベルでの災害時医療救護体制を確立する支援を行っていくことなどが挙げられます。

A3資料12ページをお開きください。

災害時医療体制の現状把握と共有について事務所では、関係機関の災害時の組織・医療体制などについて調査を実施するとともに、災害医療担当者会議を開催し、その情報を還元していきます。

市町村におかれましては、大規模災害時医療マニュアルや避難所運営マニュアルの平時からの確認、担当者会議や訓練、研修会へ出席することによる災害時の情報共有や連携体制を図るといった内容となっております。

病院ではマニュアルの策定や改正、関係機関との連携強化となっており、医師会では会員の安否確認及び情報収集により、関係機関への情報提供と医療連携を図るといった内容となっております。

次に情報伝達・共有手段の普及について、事務所では災害医療担当者会議や情報伝達訓練を通じてEMISによる情報の収集、提供ができる体制を整備していきます。

市町村ではEMISや衛星携帯電話を活用した訓練を行い、医療機関・他機関においても同様にEMISによる訓練を実施するといった内容となっております。

13ページにお進みください。

市町村レベルの医療救護体制の整備について事務所では、市町村が実施する医療救護所・避難所訓練の企画支援を行っていきます。

市町村におかれましては、富士吉田市が今年度で大規模訓練を行うと聞いておりますが、それ以外にも防災訓練の中で救護所の設置訓練や医療救護用品の補充・更新をするといったもの挙げられています。

医療機関・他機関では富士吉田医師会から県、市町村と連携し救護所への救護班協力を実施する。北都留医師会から上野原市では発災の状況により地域内の医師が激減するため、発災後に地区の情報を防災無線を利用して集め、発災後3日間は臨機対応できる体制を整備するといった内容となっております。

保健所の保健・医療調整機能の強化について事務所では、改正された大規模災害時医療救護マニュアルの内容を踏まえ、保健所の保健・医療調整機能を盛り込んだ訓練を企画します。

市町村では訓練に参加するといった回答をいただいております。医療機関では訓練の参加以外に医療救護班の派遣依頼を想定した研修や訓練をするといった内容となっております。

ではここで、事例紹介をしていただきたいと思います。

昨年、富士吉田市立病院では安否確認システムを導入したとありますけれども、どのようなものか教えてください。

(富士吉田市立病院長 松田委員)

昨年9月から安否確認サービスツールという、そういう名前のソフトですがサイボウズという会社がありましてそこでそういうシステムを取り扱っています。

皆さんでそういった安否確認システムを検索してもらおうとたくさんの方が同じようなことをやっているのですが、当院ではここが良いのではとのことで採用しております。

どういふものかといいますと、今、職員皆さんはスマホを持っていますので470人位ですかね。それを登録してもらうことによって、個人個人に何か起きた場合に一斉に情報が発信できる。ボタンを押すだけで今どこにいるのか、どの位で病院へ駆けつけられるのか、自分自身が被災しているのか、あとコメントがあれば送信もできるというものです。

こういった安否確認システムは色々と問題点がありまして、例えばアドレスを我々が全部知って良いのかという問題もありますので。そういった点は、病院長、事務長含めまして個人のメールアドレスにはアクセスできないということがあります。

また管理者というものが設定できまして、ウチでは病院長、事務長含め7人がもっていますが、その7人は全体の状況を瞬時に把握することができるということです。

これのもっとも良い所は費用が余りかからないことで、500人までであれば月3万円程度。クラウドを利用しているためにサーバ等が必要無いとのこともあり、まずまずかなと思っております。

ちなみに、昨日に大阪で比較的大きな地震がありましたので、職員の皆さんがびっくりしないように、今日のどっかの時間で発信しますよとのことを事前に伝えておき、昨日の20時に安否確認サービスの情報を460人宛てに発信しました。

その中でどの程度の回答があるのかなとの事で、今朝の9時頃の情報であります、284人から回答がありまして、まあ2/3位の方は返信してくれたなどのことでした。

このことにご興味がある方は、そういったサービスのホームページを見ていただいたり、もしくは富士吉田市立病院の管理課の方へ問い合わせをいただければと思っております。以上です。

(事務局/手塚 地域保健課長)

どうもありがとうございました。

続きまして、上野原市では医療救護所の設置等の訓練を実施するという内容ですが、どのような計画になっているのでしょうか。

(上野原市 長寿健康課長 上條氏)

上野原市では、今年度の市が実施する総合防災訓練に合わせまして、災害時における医療救護所の設置訓練を検討しております。

これは、上野原市地域防災計画においても医療救護所の設置が記載されていますが、これまで訓練等の実施ができませんでした。ですので、今年度は初の試みとしまして設置訓

練を実施し課題等を検証しようと考えております。

概要といたしましては、上野原市災害対策本部や上野原市立病院、北都留医師会の上野原地区と連携しまして設置訓練を実施することを検討しております。

今回は初めてということもあり主に救護所設置、救護備品の確認や情報伝達訓練を行う予定となっております。

また、救護所の設置場所につきましては、上野原市地域防防災計画の中で第1順位に設定してあります、上野原市立病院の駐車場を予定しております。

備品につきましては、平成25年度の地域医療救護体制整備事業におきまして救急医療に必要な携帯型救急一式材を購入し、上野原市立病院を始め市内の10箇所に配置しております。

また、市立病院にはストレッチャー4台、担架ベッド1台、発電機1台、バルーン投光機1台を配備しておりますので、これらの機材を使用して救護所の設置訓練を行っていきたいと考えております。

また、災害時における情報収集につきましては、上野原市災害対策本部と医療救護所間で無線等により相互の情報伝達訓練を行っていきたいと考えております。

市立病院には、訓練当日の救護所への医師派遣をお願いするとともに医師会の先生方にもご協力いただけるようご相談させていただきたいと思っております。

また、今回は初めての取り組みとのことで様々な反省点等がでてくるかとは思いますが、このような訓練を積み重ねることにより災害時に適切な行動ができる体制づくりを検討していきたいと考えております。

最後になりますが、医療救護所設置訓練実施に伴い、今後とも皆様のご指導、ご協力をお願いいたしまして説明させていただきました。以上です。

(事務局/手塚 地域保健課長)

どうもありがとうございました。

それでは、北都留医師会さんから補足等でご意見ございますでしょうか。

(北都留医師会長 渡部委員)

北都留医師会は、上野原と大月市と2つ合わせての医師会となりますが、私はこの4月に就任したばかりでちょっと大月市の事情が余り分かっていなくて、上野原だけの話になってしまって申し訳ないのですが。

上野原市は、山梨県の最東部にあり、東京に隣接している特殊な事情がありまして、上野原地区では日中と夜とではその地域にいる医者数が全然違うのですね。

現在、地元で登録されている医師が17名、臨床医としては17名おるのですが、夜中に上野原に住んでいるのは6名だけで1/3名程度になります。

また、上野原は地域柄で日中は皆さん働きに東京の方に出ているのですね。

それなので、日中は共稼ぎの方が多くて子どもしか残っていないという家庭がいっぱい、日中はお医者さんはいるのですが親がいない、そういう状況であります。

それから交通が直ぐに寸断される、地域柄で、川がいっぱいあって橋が落ちたら向こうへ行けない。雨が降れば山が崩れて道が通れなくなるような状況であります。

いつ何が起きるかによって、現実には起きる状況も非常に異なったものになるという考えに及びまして、あらかじめ決まったものや仕組みを作っておくのでは無く、その場の状況をいち早く無線などを利用し把握して、その場でベストの対策を考えるような、そういう発想方法で検討を進めるべきでないかとのことで。

偶々、山間でなかなか連絡手段が無いのですが、消防団の無線が使えるのではないかという事で、それは良いぞとのことで。様々な取り組みを現在、市と一緒にあって検討している所です。

多分、そういった事情はどんな所でもあるかと思えますけれども、ちょっと上野原の特殊性とのことで話させていただきました。

(事務局/手塚 地域保健課長)

どうもありがとうございます。災害時の医療体制整備については以上です。

(議長)

災害時の医療体制整備につきまして説明がありました。

それでは、委員の皆様から、何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。

特にないようですので、次の説明をよろしく願いいたします。

(事務局/竹田 衛生課長)

■ 6 食品の安全確保対策

まず、資料2の10ページをご覧ください。食品の安全確保対策になります。

日頃、衛生課では食中毒等の健康被害への対応につきましては、医療機関と連携をし、情報提供を受けて対応している所です。

課題としましては、食品事業者に対して、食品営業許可監視や集中監視を定期的にも実施していても食中毒の発生すべてを防止しきれていないということと家庭や福祉施設等において食中毒発生事例が多い事が挙げられます。

あと、食品を取り扱うイベント内容について近年形態が多様化し、相談内容も多岐にわたっていることから、相談書の主催者は食中毒防止の観点から食品の取扱いについて理解が十分でないことが多い状況であります。

また、久しぶりに食品衛生法が大改正になりまして、HACCP方式という衛生管理方式が法の主導で義務化が迫っていることから、この対応をどうするかという事が課題となっております。

また、この6カ年の計画の一番下のHACCP方式の衛生管理の普及については、行動計画では東京オリンピック前後で施行されるのではないかと想定に基づき計画をしております。

それでは、A3資料14ページをご覧ください。

まず、食中毒防止対策に関して事務所では、通常食品営業許可監視に加えて、年2回の期間を設けて旅館施設、飲食店を中心に集中監視を実施しております。

また、家庭や許可外の福祉施設関係者向けに、依頼に基づき食品衛生関係出前講座を実施しております。

食品事業者に対しては、講習会で関係機関とともに食品衛生管理方法や食中毒防止対策

等の周知・指導を行っていきたいと考えております。

また、関係機関におかれましては、会員及び地域への情報提供が出来るようにしていきたいと考えております。

今まではどちらかといいますと、食品事業者が中心の業務ということでありましたが、今後は対象を広げていこうと考えこの取り組みといたしました。

もう一つとしまして、イベント等の相談対応につきまして、地元のお祭りだけでなく市町村主体のイベントも多いことから、市町村の方には、食品を取り扱う出店者に対して、県で定めた「イベント等における食品取扱いの指導指針」を遵守するよう指導していただくとともに、長期に渡るイベント等については、営業許可が必要な場合もありますので事前に当事務所に相談するようお願いしていきたいと考えております。その点につきましては、しっかりサポートしていきたいと考えております。

また、食中毒防止への普及・啓発については、市町村におかれましては、チラシ、広報等を利用させていただきたいと考えております。

続きまして、HACCP方式の衛生管理の普及の取り組みについてですが、先程お話ししましたとおり、食品衛生法の大改正が迫っているとのことでHACCP方式の衛生管理の義務化が近づいているのですけれどもその全容は明らかになっていないので今後は情報を得次第に市町村や関係機関に情報を提供するとともにその他に講習会等を利用して食品に関わる関係機関と協力して周知を図りたいと考えております。

説明は以上となりますが、続きまして市町村、関係機関の皆様におかれましては各種取り組みの回答をいただきありがとうございます。

主に食中毒防止対策の周知・啓発につきまして資料のように書いていただきまして、こちらとしましてもご協力・ご支援を感謝しております。

ここで、その中で具体的に書いていただきました忍野村さんの取り組みにつきまして教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(忍野村 福祉保健課 長田氏)

忍野村の取り組みにつきまして、食中毒の啓発の他に食品を取り扱う福祉健康まつりというものを毎年7月に実施しておりまして、そちらの中で外部の団体さんに出店をさせていただいております。

その企画について会議等を通じて、イベント等に向けて食品の取扱いの指導をしまして、食品に関して特に食中毒になります周知をしております。

(事務局／竹田 衛生課長)

ありがとうございました。食品の安全確保対策については以上となります。

(議長)

ただいま、食品の安全確保対策につきまして説明がありました。

それでは、委員の皆様から、何かご質問・ご意見等ありますでしょうか。

特にご意見、ご質問はないようですので、委員の皆様には、富士・東部地域保健医療行

動計画を一体となって推進していただけますようご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事（２）については以上といたします。

以上で本日予定された議事の全てを終了しました。これで議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【その他】

（司会）

スムーズな議事進行いただきました石井大月市長さん、長時間にわたりご協議いただきました委員の皆様、誠にありがとうございました。

若干時間がございますので、折角の機会ですので、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（北都留医師会長 渡部委員）

今日、非常に詳しく説明していただいた、この富士吉田医師会の糖尿病の重症化予防のお話は凄いことだと思います。糖尿病の方はもちろん慢性病で病気を減らすということもあるのですが、行政上はその財源・財政的に治療は負担になるとのことで医師会としても市町村としても非常に取り組みやすい・協力し合いやすい課題であると思いますが、ちょっと気になったのがこういう住民のデータを集める際には、個人情報保護法が常に邪魔をするという思いがあるのですが、その辺の問題はクリアできているのでしょうか。

（富士吉田医師会 事務長 権正氏）

もちろんクリアはできているとの認識をしています。

ただその前提としまして、この取り組みに対しましては、もちろんその患者さんに同意を貰ってというのが大前提ですので。データ利用の前提として同意を貰って医師会と行政と主治医の三者とのことで。医師会の臨床検査センターの事務局が必ず仲介といいますか間に入ってやっていますので。

今後もきっと色々な課題がでてくると思いますが、これはよく会長が言っていますが、これには終わりは無いと思っていますので、糖尿病が無くなるということはありませんので永久的にやっていくのですよと話をしています。

（司会）

ありがとうございました。他になにかございますでしょうか。

（特になし）

（司会）

それでは、以上を持ちまして、平成 30 年度富士・東部地域保健医療推進委員会を閉会とさせていただきます。本日はご出席、誠にありがとうございました。

（ 以上 ）